

介護老人保健施設レーク・ホロニー

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

＜2026年 6月 1日現在＞

あなたに対する予防通所リハビリテーションサービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 予防通所リハビリテーション事業者の概要

名 称	医療法人 華頂会
代表者名	理事長 加藤 英材
所在地・連絡先	(住 所) 滋賀県大津市大萱七丁目7番2号 (電 話) 077-545-9191 (F A X) 077-545-9339

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

名 称	介護老人保健施設 レーク・ホロニー
所在地・連絡先	(住 所) 滋賀県大津市大萱七丁目7番3号 (電 話) 077-545-2555 (F A X) 077-545-2610
事業所番号	2550180000
管理者の氏名	辻 清典
利 用 定 員	4 3 名

(2) 事業所の職員体制

職種名	人員数	主な職務内容
管理者	1 名	職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うこと 又、規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと
医 師	1 名以上	利用者の健康管理及び医療の処置に関すること
支援相談員	1 名	利用者等に対する支援相談業務に関すること
介護職員	5 名以上	日常生活全般にわたる介護業務に関すること
看護職員		保健衛生並びに看護業務に関すること
理学療法士 作業療法士	1 名以上	利用者等に対する理学・作業・言語療法業務に関すること
管理栄養士	1 名	利用者等に対する栄養指導業務に関すること

(3) 職員の勤務時間

従業者の職種	勤務時間
管 理 者	8：30～17：30
医 師	9：00～17：00
介護職員	8：30～17：30
看護職員	8：30～17：30
理学療法士 作業療法士	9：00～18：00

(4) 事業の実施地域

大津市域	瀬田全域（瀬田北学区・瀬田学区・瀬田南学区・瀬田東学区）、 晴嵐学区・膳所学区・平野学区（竜が丘・鶴の里・池の里除く）
草津市域	老上学区

(5) 営業日

営業日	月曜日～土曜日、祝日
営業時間	8：30～17：30

営業しない日	日曜日、12月30日～1月3日
--------	-----------------

(6) サービス提供時間

サービス提供時間	9：00～16：30
----------	------------

(7) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
-------	----

3.サービスの内容及び費用

介護保険給付対象サービス

種 類	サービス内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴又は清拭を行います。 階段昇降の困難な方は、機械を用いての入浴も可能です。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
個別訓練	理学療法、作業療法、個別のリハビリ訓練により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。
集団訓練	下肢訓練や嚥下体操を行います。
レクリエーション	各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からの相談に応じます。

4. 利用料金

(1) 基本料金

事業所利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なり、原則として利用料金の1割が利用者の負担額となります。但し、一定以上の所得のある方は負担割合証に記載されている負担割合になります。）

※下記記載金額は1割負担で記載させて頂いています。

区 分	利 用 料
要支援Ⅰ	2, 3 9 3 円 / 月
要支援Ⅱ	4, 4 6 1 円 / 月

※保険料滞納等の場合には、サービス利用料全額を一旦お支払いいただきます。

この場合、サービス提供証明書を発行しますので、領収書を添付し保険者から償還を受けて下さい。(償還払い)

(2) 各種加算

基本料金に加え、サービス内容に応じ下記の料金が加算されます。

① サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

介護職員の総数が以下のいずれかに該当している事業所

- ・ 介護福祉士 40%以上
- ・ 勤続7年以上の介護士 30%

要支援Ⅰ 26円/月

要支援Ⅱ 51円/月

② 科学的介護推進体制加算

43円/月

以下の条件を満たしている事業所

- ・ 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること
- ・ 必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直す等、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、上記の情報を適切かつ有効に提供するための必要な情報を活用していること

③ 口腔機能向上加算 (Ⅱ) ロ

169円/日 (月2回限度)

以下の条件を満たしている事業所

- ・ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること
- ・ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること
- ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること
- ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること
- ・ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと
- ・ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- ・ ロ：リハビリテーションマネジメント加算 (ハ) を算定していない場合

④利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合に減算

(Ⅰ) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること

(Ⅱ) 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提出に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

算定要件を満たした場合

減算なし

算定要件を満たさない場合

要支援Ⅰ 所定単位数から 1月につき127円減算

要支援Ⅱ 所定単位数から 1月につき254円減算

⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の8.3%/月
厚生労働大臣が定める基準に適合しており、介護職員の賃金改善等を実施している事業所

(3) その他の料金

ア.食費

昼食(おやつ代含む) 750円/日

※利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります

イ.介護予防通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

ウ.教養娯楽費(行事や催しなど、通常とは異なる内容のサービスを提供する際の実費相当分)

エ.コピー代 10円/1枚

オ.文書代(介護サービス利用料支払証明書等) 2,200円/1通

(4) 支払方法

毎月10日以降に、前月の請求書を発行しますので、その月の20日までに
お支払ください。お支払いただきますと、領収書を発行いたします。

お支払方法は、事業所の窓口払い、銀行口座振替の方法があります。た
だし、窓口払いは、窓口営業日の9時から18時までをお願いします。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以
下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、自立した日
常生活が営めるよう理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを
行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の
維持又は向上を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

ア.当事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療
法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能
の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生
活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

イ.当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で
「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

ウ.サービス提供にあたっては、常に利用者の症状、心身の状況及びその置か
れている環境の把握に努めると共に、利用者の意志及び人格を尊重し、従業
者は懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項につ
いて、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て
実施するよう努めます。

エ.自らサービス提供する質の評価を行い、常にその改善に努めます。

(3) その他

事項	内容
介護予防通所リハビリテーショ ン計画の作成及び事後評価	利用者の直面している課題等の評価し、 利用者の希望を踏まえて、介護予防通所 リハビリテーション計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等 を評価します。

6.サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所のお客様相談 窓口	窓口責任者 事務長 濱田 大資 利用時間 9時00分～18時00分 (日曜、年末年始は休み) 電話 077-545-2555 Fax 077-545-2610
市・県・国民健康保険 団体連合会お客様相談 窓口	大津市役所健康福祉部介護保険課 利用時間 9時00分～17時00分 (土曜、日曜、祭日、年末年始は休み) 電話 077-528-2753 Fax 077-526-8382
	草津市役所健康福祉部介護保険課 利用時間 9時00分～16時45分 (土曜、日曜、祭日、年末年始は休み) 電話 077-561-2369 Fax 077-561-2480
	滋賀県国民健康保険団体連合会 利用時間 9時～17時 (土曜、日曜、祭日、年末年始は休み) 電話 077-510-6605 Fax 077-510-6606
	滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会) 利用時間 9時～17時 (土曜、日曜、祭日、年末年始は休み) 電話 077-567-4107 Fax 077-561-3061

7.緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

8.非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ①防火管理者には、医療法人華頂会の従業者もしくは当事業所従業者を充てます。
- ②火元責任者には、当事業所従業者を充てます。
- ③非常災害用の設備点検は、保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ④非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

- ⑤非常災害発生時において事業の継続を可能とするため、他の介護保険サービス事業所等と連携し協力出来る体制を構築するように努めます。
- ⑥火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- ⑦防火管理者は、当事業所従業者に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ア. 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） ---- 年2回以上
 - イ. 利用者を含めた総合避難訓練 ----- 年1回以上
 - ウ. 非常災害用設備の使用方法的徹底 ----- 随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9. 守秘義務及び個人情報の保護

従業者に対して、当事業所従業者である期間、および当事業所従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者ならびに利用者家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育いたします。

10. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を召し上がっていただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは遠慮いただきます。
- (4) 飲酒・喫煙はできません。
- (5) 騒音等他の利用者様に迷惑になる行為は遠慮ください。
- (6) 事業所内へのペットの持ち込み、飼育はお断りします。
- (7) すべての持ち物に名前を記入ください。名前の記入がないと、紛失の恐れがあります。
- (8) 金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。持ち込まれた際の紛失・破損については責任を負いかねます。
- (9) 利用者が故意に施設の物品を破損した際、ご本人又はご家族にご負担いただくことがあります。
- (10) 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮ください。

- (11) 当事業所の医師より病院等への受診の指示が出た際は、家族の付き添いが必要となります。

1 1. 人権擁護、虐待防止に関する事項

利用者に対しては、人権の擁護、虐待防止等のため窓口担当責任者を設置し従業者に対して研修の機会を確保します。

1 2. ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。
また、ハラスメントのための窓口担当責任者を設置し従業員に対して研修の機会を確保します。

1 3. 暴力団排除に関する事項

- (1) 当介護サービスを運営する法人として、法人の役員及び管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）ではありません。

- (2) 事業所はその運営について暴力団員の支配を受けません。

重要事項の説明者

氏名 _____

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

署名代行者 住所
氏名 (印)